

Client Alert

June 2016

BREXIT 今後の展開

日本時間 6 月 23 日に実施された英国国民投票の結果、英国国民は欧州連合 (EU) からの離脱の意思を示しました。英国は、今後、EU の基本条約であるリスボン条約第 50 条の規定に基づき、脱退を申請し、その後脱退の条件について原則 2 年以内で交渉を行うこととなります (この期間は、英国と他の全 EU 加盟国が合意すれば延長することができます。現時点では数年間は延長されるのではないかと観測も有力です。)。脱退後の英国と EU との関係については新たに交渉しなければなりません、この交渉が、脱退交渉と平行して行われるのか、それとも脱退後に行われるのかは、現時点では全くの白紙です。

法律の観点からは、英国が EU 由来の法令を離脱後も維持するのかどうかという論点があります。いわゆる EU 法といわれる法体系には、直接加盟国内で効果を生じるルールもあれば、EU 指令の内容を加盟国において国内法化して始めて効果を生じるルールもあります。前者に属するルールは、改めて議会等で国内法令として制定しない限り、脱退の時点で効力を失うものと考えられます。後者は、英国内で法令化された時点で英国法の一部となっていますので、特に改正や廃止の手続きをとらない限り、脱退後も引き続き英国内で効力を有します。英国内で効力を有する EU 法は後者が大半です。

脱退後の英国と EU 及びその他第三国の関係については、おおよそ下記の 5 つのモデルが選択肢として考えられます。

1. ノルウェー・モデル

EEA (欧州経済領域) 及び EFTA (欧州自由貿易連合) に加盟し、EU 単一市場へのアクセスは保持し、商品・サービス・人・資本の自由な移動を認める。

2. トルコ・モデル (関税同盟)

商品と一定の農業製品に関し、EU との間で関税を撤廃し、EU・英国以外の国に対し、関税障壁を設ける。サービスについてはカバーされない。

3. スイス・モデル

EFTA には加盟するが EEA には加盟しない。よって、EU 諸規則には制約されないのと引き換えに、EU 単一市場へのアクセスは制限される。(このモデルは、EFTA 加盟国との間で自由貿易協定を締結し、EU との間でセクター毎の自由貿易協定を締結することを想定している。)

4. 自由貿易協定モデル

EU との間でのシンプルな (セクター毎でない) 自由貿易協定を締結するとともにその他第三国との間で独立した自由貿易協定を締結する。自由貿易協定の内容によっては、他の 4 つのモデルと顕著な差異がない可能性もある。

5. WTO アプローチ

EU から完全に離脱し、EU または EU 加盟各国と協定を締結しない。商品サービスに関する EU との取引には WTO（世界貿易機関）のルールが適用される。

現時点で、上記のいずれをモデルとする（あるいは独自の）枠組みをとることになるか予測することは困難ですが、新しい枠組みが決まるまでのいずれかの時点で、一時的にであるにせよ、英国は、EU 各国との取引における関税非課税、EU 市場への自由なアクセスの恩恵を失う可能性が極めて高いといえます。

英国は、EU との新たな関係を構築すると同時に、EU 以外の第三国との関係も新たに構築する必要があります。日本を含む第三国との関係については、当事務所のもうひとつのクライアントアラート「Brexit 英国の EU 離脱が日本企業に与える影響」をご覧ください。

以下においては、英国でビジネスを営む企業が、英国の EU 離脱後の今後の新しい枠組みにより何を失うかを理解する一助とするために、自らのビジネスに関し検証すべき点をチェックリスト形式に列挙しています。

チェックリストは次の前提を置いて作成したものです：

前提 1：先般の国民投票の政治的背景は脱退にあたっては反映されるものとする。すなわち、(1) 英国へのヒトの流入については英国政府が一定のコントロールを行使する；(2) EU 分担金は大幅に削減または全廃する；(3) EU 法は、英国と EU 加盟国の通商において必要な限度でのみ適用する。

前提 2：現在 EU が当事者となっている貿易条約・協定につき、脱退後は英国は利益を享受しない。

前提 3：英国と EU および第三国との貿易協定は、脱退の時点では整備できていない。したがって、英国は、脱退後しばらくの間は、EU 加盟国や主要国との間で無関税の貿易やサービスへのアクセスができない。

前提 4：英国は EU との間で一切の関税を放棄するという方針はとらない。

BREXIT チェックリスト

1. 英国内で製品を生産しているか。その場合、製品の原材料の調達先はどこか。

原材料を EU が FTA（自由貿易協定）を締結する第三国から調達している場合、英国の EU 離脱後は、現在課税されていない輸入原材料に対する関税が課税されることとなります。そのため、第三国から調達する原材料に対し、どのような関税が課され、英国内での製品製造コストにどの程度のインパクトがあるかを把握する必要があります。

チェック項目

- ✓ 英国内に何を輸入しているか？（CN コードと関税率の確認）
 - EU 域外からの輸入か？
 - EU 域内からの輸入か？
 - EU が FTA を締結し、又はその他の優遇措置を講じる国からの輸入か？

<ul style="list-style-type: none"> ✓ 英国内への輸入品目の価額は？ <ul style="list-style-type: none"> ➢ EU域外からの輸入品目の価額？ ➢ EU域内からの輸入品目の価額？ ➢ EUがFTAを締結し、又はその他の優遇措置を講じる国からの輸入品目の価額？
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 関税の取扱いに関する優遇措置（加工輸入減税、特定用途免税及び保税蔵置など）を受けている輸入品目があるか？
<ul style="list-style-type: none"> ✓ MFN（最恵国）税率や協定税率の適用を受ける輸入品目に対する影響は？ <ul style="list-style-type: none"> ➢ EU域内からの輸入の場合？ ➢ EUがFTAを締結し、又はその他の優遇措置を講じる国からの輸入の場合？

2. 第三国から提供されるサービスを英国内で受けているか？

EUがFTA（自由貿易協定）を締結する第三国から提供されるサービスを英国内で利用する場合、英国のEU離脱後は、そのサービスの提供について、現在は制限の対象となっていない何らかの規制の対象となる可能性があります。今後、国外から提供されるサービスに対し、英国がどのような制限を課し、英国内での製造コストにどの程度のインパクトがあるかを把握する必要があります。

3. 自社ビジネスの主要マーケットはどこか？

EUがFTA（自由貿易協定）を締結する第三国において製品を販売する場合、英国のEU離脱後は、その第三国への製品輸出に関し、現在課税されていない関税が課税されると考えられます。そのため、輸出製品に対してどのような関税が課され、それが英国からの製品輸出にどのようなインパクトがあるかを把握する必要があります。また、この関税のインパクトは、英国内での加工や蔵置などの目的で、英国を中継地とするために製品を英国内に輸入する場合にも同様にあてはまることが考えられます。

同じく、現時点で、FTAに基づきサービス輸出が自由化されている場合、英国のEU離脱後は、英国が、輸出先である第三国との間でEUと同様の優遇措置に関する取決めを締結するまでは、そのサービスを同じように第三国へ輸出することができなくなる恐れがあります。

チェック項目

<ul style="list-style-type: none"> ✓ 自社製品またはサービスを英国から第三国へ供給しているか？その製品またはサービスの上位10市場はどこか？
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 英国から他のEU加盟国へ供給される製品の全生産量に占める割合は？
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 英国から他のEU加盟国へ供給されるサービスの割合は？

4. 製品またはサービスをEU域内へ供給するビジネスについてEU域内での拠点が必要になるか？

EUでの権利を享受するには、EU域内に事業拠点を有することが必要な場合があります。EU離脱後の英国でのビジネスがEU域内に事業拠点を有しないこととなる場合、それまで享受してきた権利が失われることとなります。

本クライアントアラートに関するお問い合わせ先



乗越 秀夫
パートナー
03 6271 9471
hideo.norikoshi@bakermckenzie.com



板橋 加奈
パートナー
03 6271 9464
kana.itabashi@bakermckenzie.com



篠崎 歩
アソシエイト
03 6271 9694
ayumu.shinozaki@bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー 法律事務所
(外国法共同事業)

〒106-0032
東京都港区六本木 1-9-10
アークヒルズ仙石山
森タワー28F
Tel 03 6271 9900
Fax 03 5549 7720
<http://www.bakermckenzie.co.jp>

5. 自社従業員で頻繁に EU 域内を訪れる者又は EU 域内でも勤務をする者がいるか？

英国が EU 加盟国であることにより、現在、労働者の移動の自由が保障されています。しかしながら、EU 離脱後は、そのような保障はなくなり、他の EU 加盟 27 カ国の国民が英国に入国すること、及び英国国民が他の EU 加盟 27 カ国に入国することについて制限が課せられることとなります。

6. EU 離脱によって影響を受けるおそれのある長期契約があるか？そのような長期契約上の権利義務内容の調整のために必要なステップは何か？

中長期にわたる契約の権利義務の中には、英国の EU 離脱の影響を受ける可能性が高いものもあると考えられます。例えば、英国を拠点とするビジネスを展開し、長期で、EU 域内に製品供給をすることを合意している場合や、英国から輸出される原材料を使用して第三国で製品を製造をしている場合、EU 離脱によりそのような契約に基づいて行う事業のコストに影響が生じるものと思われまます。そのため、このような状況の変化に関連するリスクを低減するため、契約上の権利義務をどのように変更することができるか、今あるいは今後、契約上の規定に基づきどのような対応をとることができるか（例えば、契約上の不可抗力の主張の可否など）を把握する必要があります。

7. 契約上、誰が、公租公課に対して責任を負うか？

英国から EU への製品供給に関する多くの契約において、輸入関税その他の租税債務は、契約上、売主又は買主のいずれかが負うこととなっています。現状、EU 加盟国内での取引においては、このような条項の重要性は高くありません。しかしながら、英国の EU 離脱により、輸入関税その他の租税が課されることになるため、これらの租税債務等の責任が適切に当事者間で負担されているかを検討する必要があります。

8. 自社事業が、英国政府または EU から補助金その他の助成を受けているか？

英国政府から提供される助成については state aid rules に基づき EU が異議を申し立てることができます。英国の EU 離脱後は、そのような異議申し立てに関するルールの適用は受けられないため、欧州委員会への通知をすることなく英国政府は英国企業に対し助成を行うことができるようになります。

一方で、EU から企業に対する財政的支援については、EU 離脱後は撤回される可能性があります。